

○綾町路線バス通学定期券購入補助金交付要綱

令和4年3月25日告示第64号

綾町路線バス通学定期券購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町外に通学する生徒を養育する保護者の経済的負担の軽減及び路線バスの利用促進を図るため、町内に居住する生徒が通学に利用する路線バスの定期券購入に要する費用の一部に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金等の交付に関する規則（昭和43年綾町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 町内に住所を有し、学校基本法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校又は高等学校に在学する者をいう。
- (2) 保護者 町内に住所を有し、生徒に対して親権を行う者、未成年後見人その他の者で生徒を現に監護する者をいう。
- (3) 定期券 宮崎交通（株）が発行する通学定期券及びキャンパスミニをいう。
- (4) 定期券取扱所 前号の定期券を購入することができる窓口をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者で、生徒の通学手段として使用する定期券を定期券取扱所で購入した保護者とする。

- (1) 生徒及び保護者ともに町内に住所を有し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本町の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 補助対象者及び補助対象者と同居する同一世帯の者について、本町（転入世帯については前住所地）の町税等に滞納がないこと。ただし、町税等を滞納している者が、あらかじめ定められた期間内に町税等を完納したときは、補助対象者とすることができる。
- (3) 補助対象者及び補助対象者と同居する同一世帯の者が、綾町暴力団排除条例（平

成 2 3 年綾町条例第 9 条) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) 若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 定期券購入経費のうち、生徒の居住地の最寄りのバス停から当該生徒が通学する中学校又は高等学校の最寄りのバス停までの区間内において、最も合理的な経路を利用した場合の定期券購入経費 (以下「補助対象経費」という。) をいう。なお、交通系 IC カード n i m o c a 発行に伴うデポジット (預り金) は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額 (百円未満の端数が生じた場合は、当該百円未満の端数を切り捨てた額) とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、町長が別に定める期間内に綾町路線バス通学定期券購入補助金交付申請書 (別記様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 在学を証明する書類 (学生証の写し、在学証明書、入学 (合格) 通知書等)
- (2) 当該補助金の交付の申請にかかる定期券の写し (定期券に有効区間、有効期間、発行日、利用者氏名及び購入金額のうちいずれかが記載されていない場合は、定期券取扱所が発行する領収書を添付すること。)
- (3) 世帯全員の住民票 (写しでも可) または、マイナンバーカード表面の写し (年度当初の申請時のみ)
- (4) 完納証明書 (写しでも可。年度当初の申請時のみ)
- (5) その他、町長が必要と認める書類

2 申請者が、申請時において使用する定期券の有効期間以前に購入した定期券の補助金交付を受ける場合は、その定期券の有効期間を含む年度 (有効期間が年度をまたがる場合は有効期間の日数が多い年度) に交付申請をしなければならない。

(交付決定)

第 7 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、規則第 6 条第 1 項に規定する交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(交付の方法)

第8条 前条の規定により補助金の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、綾町路線バス通学定期券購入補助金交付請求書（別記様式第2号）を町長に提出し、請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助決定者に補助金を交付するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第9条 補助決定者は、その申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに綾町路線バス通学定期券購入補助金変更承認申請書（別記様式第3号）に、第6条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、審査の上これを適当と認めるときは、規則第9条第3項に規定する変更交付決定通知書により補助決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付を取消し、又は変更した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該取消しに係る部分に関して、期限を定めて、その返還を補助決定者へ命ずることができる。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第10条 町長は、第7条又は第9条第2項の規定による交付決定を行ったときは、第6条第1項又は第9条第1項の交付申請書又は変更承認申請書をもって規則第13条に規定する実績報告を行ったものとみなす。

2 町長は、第7条又は第9条第2項の規定による通知を行ったときは、規則第14条に規定する確定通知を行ったものとみなす。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が支払われているときは、当該取消しに係る部分に関して、期限を定めて、その返還を補助決定者へ命ずることができる。

(1) 補助金の交付を受けた後に、この要綱による支給要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 補助金の交付の内容、これに付した条件及びその他法令若しくはこの要綱に違反

したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に利用する定期券（補助対象とする期間は、同日以降に限る。）から適用する。

別記様式第1号（第6条関係）

別記様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

綾町路線バス通学定期券購入補助金交付申請書

綾町長 様

申請者（保護者）

住 所 綾町大字

氏 名



電話番号

綾町路線バス通学定期券購入補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。また、内容審査のため、町税等の収納状況及び記載内容を関係機関に照会することに同意します。

申請内容	住 所	〒 綾町大字					
	フリガナ 生徒氏名	.....					
	生 年 月 日	年 月 日					
	学 校 名	(学年： 学年)					
	定期券購入額						円
	補助金交付申請額						円 (百円未満切り捨て)
	通学利用区間	⇔					
	定期券有効期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					

【添付書類】

- 在学を証明する書類（学生証の写し、在学証明書、入学（合格）通知書等）
- 購入した定期券の写し（補助金交付申請をする定期券の写しを全て添付すること）
- 世帯全員の住民票（写しでも可）または生徒・保護者のマイナンバーカード表面の写し（年度当初の申請時のみ）
- 完納証明書（写しでも可）（年度当初の申請時のみ）
- その他、町長が必要と認める書類

別記様式第2号（第8条関係）

別記様式第2号（第8条関係）

年 月 日

綾町長 様

申請者名 ㊦

綾町路線バス通学定期券購入補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾町路線バス通学定期券購入補助金について、同交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

なお、上記の補助金は次の口座に振り込むようお願いします。

振込 口座	振込先金融機関			
	（ 銀行・農協・信金・信組 ）		（ 本店・支店 ）	
	フリガナ		口座種別	（普通・当座）
	口座名義		口座番号	

※口座名義人は保護者とすること。

※振込先に指定した通帳、又はキャッシュカードのコピーを添付すること。

別記様式第3号（第9条関係）

別記様式第3号（第9条関係）

年 月 日

綾町長 様

申請者名



綾町路線バス通学定期券購入補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた路線バス通学定期券購入補助金の申請内容等について、下記のとおり異動が生じ変更の承認を受けたいので、同交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 対象生徒名

2 学校名

3 異動区分

住所の異動【 転出 ・ 転居 】

学校の異動【 休学 ・ 停学 ・ 退学 ・ 転校 ・ その他（ ） 】

4 その他